

都道府県条例比較表（都道府県別一覧）

所管	国	北海道	岩手県	宮城県
名称	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成28年4月1日施行)	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例 (平成24年3月30日施行) (平成28年4月1日改正)	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例 (平成23年7月1日施行) (平成23年10月25日改正)	障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例 (令和3年4月1日施行)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。</p> <p>四から六 略</p> <p>七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。</p> <p>（事業者における障害を理由とする差別の禁止）</p> <p>第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障がい」とは障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。</p> <p>2 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。</p> <p>3 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。</p> <p>（障がいを理由とする差別の禁止等）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、《以後略》</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p> <p>第20条 道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において、障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要かつ合理的な配慮をするように努めるとともに、障がい者に対して障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障害があることに伴い、その時々^の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p> <p>(2) 不利益な取扱い 障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮（社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課するものと認められる場合を除く。）をしないこと。</p> <p>（不利益な取扱いの禁止）</p> <p>第7条 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害のある人 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。</p> <p>三 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>（障害を理由とする差別の禁止）</p> <p>第八条 何人も、障害のある人及びその家族その他の関係者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱い（障害を理由として、正当な理由がなく、商品、サービス若しくは各種の機会の提供を拒否すること、その提供に当たって場所、時間帯等を制限すること又は障害のない人に対して付さない条件を付すことその他の障害のない人と異なる不利益な取扱いをすることをいう。）、《以後略》</p> <p>2 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害のある人と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>3 県民は、前項の配慮に関し県又は当該事業者から必要な協力を求められた場合には、これに必ずるよう努めるものとする。</p>

都道府県条例比較表

所管	秋田県	山形県	福島県	茨城県
名称	秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例 (平成31年4月1日施行)	山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例 (平成28年4月1日施行) (令和3年4月1日改正)	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例 (平成31年4月1日施行)	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例 (平成27年4月1日施行) (平成28年4月1日改正)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 <u>社会的障壁</u> 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)</p> <p>第九条 行政機関等(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二条第三号の行政機関等をいう。)及び事業者は、秋田県の区域内においてその事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u></p> <p>2 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。</u></p>	<p>次頁</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 <u>社会的障壁</u> 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>三 障がいを理由とする<u>差別</u> 障がいのある人に対し、<u>障がいを理由として、不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について、それに伴う負担が過重でない場合に、必要かつ合理的な配慮をしないこと</u>をいう。</p> <p>四 <u>合理的な配慮</u> 障がいのある人(障がいのある人がその意思の表明を行うことが困難である場合にあつてはその家族等)の求めに応じて<u>障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置を行うこと</u>をいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 <u>事業者</u>は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合においては、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について<u>必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。), <u>難病</u>(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「<u>社会的障壁</u>」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>3 この条例において「<u>差別</u>」とは、<u>障害を理由として障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないこと</u>をいう。</p> <p>4 この条例において「<u>合理的配慮</u>」とは、<u>障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障害のある人の求め又はその家族等の求め(障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。)に応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと</u>をいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(差別の禁止)</p> <p>第9条 <u>何人も</u>、障害のある人に対し、<u>差別をしてはならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>※2条3項において差別が定義されており、9条1項においてこれを禁止している。</p>

<p>該当条文</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしないことをいう。</p> <p>(4) 合理的な配慮 障がい者（障がい者がある者の意思の表明を行うことが困難である場合にあってはその家族等）の求めに応じて障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(障がいを理由とする不当な差別的取扱い)</p> <p>第8条 この条例において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いとは、障がい者に対し、障がいを理由として、正当な理由なく次に掲げる取扱いをすることをいう。</p> <p>(1) 情報の提供及び受領に関し、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>イ 不特定多数の者に対して情報の提供を行う者が、障がい者が用いることのできる手段による情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 不特定多数の者から情報を受領する者が、障がい者が用いることのできる手段による意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(2) 労働及び雇用に関し、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>イ 事業主が、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がい者について募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 事業主が、障がい者を雇用する場合において、賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。</p> <p>(3) 福祉サービスの提供に関し、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>イ 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者が、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 福祉サービスの提供を行う者が、障がい者の意思に反して、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制すること。</p> <p>(4) 医療の提供に関し、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>イ 医療の提供を行う者が、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 医療の提供を行う者が、法令に別段の定めがある場合を除き、障がい者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。</p> <p>(5) 商品の販売及びサービスの提供に関し、商品の販売及びサービスの提供を行う者が、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 教育に関し、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>イ 教育関係者（教育に関する業務に係る機関及び教育に関する業務に従事する者をいう。以下同じ。）が、教育を受けさせることを拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 教育関係者が、障がい者及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行うことなく、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、就学すべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。</p> <p>(7) 不特定多数の者の利用に供される建築物その他の施設（以下「公共的施設」という。）の利用に関し、公共的施設の所有者、管理者又は占有者が、公共的施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) 公共交通機関の利用に関し、公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する公共交通事業者等をいう。）が、旅客施設（同条第6号に規定する旅客施設をいう。）及び車両等（同条第8号に規定する車両等をいう。）の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 不動産取引に関し、不動産の売買、賃貸借その他の不動産取引を行う者が、不動産の売却、賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、障がい者に対し、不利益な取扱いをすること。</p> <p>(障がいを理由とする差別の解消の推進)</p> <p>第9条 県民等は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを防止するとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた合理的な配慮に関する知識及び理解を深め、及び実践することにより、障がいを理由とする差別の解消に積極的に取り組むものとする。</p> <p>2 略</p> <p>※県民等＝県民及び事業者（6条）</p>
-------------	--

都道府県条例比較表

所管	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
名称	栃木県障害者差別解消推進条例 (平成28年4月1日施行) (平成30年4月1日改正)	群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成31年4月1日施行)	埼玉県障害のある人もない人も全ての人 が安心して暮らしていける共生社会づく り条例 (平成28年4月1日施行)	障害のある人もない人も共に暮 らしやすい千葉県づくり条例 (平成19年7月1日施行) (平成28年4月1日改正)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「<u>社会的障壁</u>」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第十二条 何人も、障害者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、障害を理由として次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 障害者が<u>福祉サービスを利用すること</u>を拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。</p> <p>二 障害者が<u>医療を受けること</u>を拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。</p> <p>三 障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた<u>教育を受けること</u>を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>四 障害者が多数の者の利用に供される<u>建物その他の施設又は公共交通機関を利用すること</u>を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>五 障害者との間で<u>不動産の売買又は賃貸借、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約を締結すること</u>を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、障害者が<u>商品を購入すること又はサービスを利用すること</u>を拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。</p> <p>七 <u>労働者の募集又は採用</u>に関し、障害者の応募又は採用を拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。</p> <p>八 その雇用する障害者の<u>賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇</u>について障害者でない者と差別的取扱いをし、又は障害者を解雇すること。</p> <p>九 障害者への<u>情報の提供</u>を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>十 障害者からの<u>意思表示の受領</u>を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害すること。</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的配慮)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2 <u>県民</u>は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について<u>必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない</u>。</p> <p>(あつせん)</p> <p>第十五条 障害者は、自己に対する<u>事業者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二条第七項に規定する事業者をいう。以下同じ。)</u>による、、、、《以後略》</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、<u>難病</u>(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。)に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 <u>事業者</u> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。)<u>第二条第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行う者</u>をいう。</p> <p>三 <u>社会的障壁</u> 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>四 <u>合理的配慮</u> 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合であつて、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮</u>をすることをいう。</p> <p>(合理的配慮)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 <u>事業者</u>は、その事業を行うに当たり、<u>合理的配慮</u>をするよう努めなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)、<u>難病</u>(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。)に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「<u>社会的障壁</u>」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 <u>事業者(法第二条第七号に規定する事業者をいう。以下同じ。)</u>は、基本理念にのっとり、、、《以後略》</p> <p>(差別の禁止)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>事業者</u>は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない</u>。</p>	次頁

<p>該当条文</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び<u>同条第二号に規定する社会的障壁</u>により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p> <p>2 この条例において「差別」とは、<u>次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないこと</u>をいう。</p> <p>一 <u>福祉サービスを提供し、又は利用させる場合</u>において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。</p> <p>ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>二 <u>医療を提供し、又は受けさせる場合</u>において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。</p> <p>三 <u>商品又はサービスを提供する場合</u>において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>四 <u>労働者を雇用する場合</u>において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは 福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。</p> <p>ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。</p> <p>五 <u>教育を行い、又は受けさせる場合</u>において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。</p> <p>ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。</p> <p>六 障害のある人が<u>建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合</u>において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>七 <u>不動産の取引を行う場合</u>において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>八 <u>情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合</u>において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(差別の禁止)</p> <p>第八条 <u>何人</u>も、障害のある人に対し、<u>差別をしてはならない</u>。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。</p> <p>※2条2項において差別が定義されており、8条においてこれを禁止している。</p>
-------------	--

都道府県条例比較表

所管	東京都	富山県	石川県
名称	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 (平成30年10月1日施行)	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例 (平成28年4月1日施行) (平成31年4月1日改正)	障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例 (令和元年10月1日施行)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 事業者 <u>法第二条第七号に規定する事業者のうち、都の区域内において商業その他の事業を行う者</u>をいう。</p> <p>三 社会的障壁 法第二条第二号に規定する、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>四 共生社会 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。</p> <p>五 障害の社会モデル 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。</p> <p>(障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（知的障害、発達障害を含む精神障害等により本人による意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害者と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害のある人に対し、<u>正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないこと</u>をいう。</p> <p>第8条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。</p> <p>2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>三 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、<u>障害又は障害に関連することを理由として、不利な区別、排除及び権利の制限をすること、障害者が権利を行使する際に条件を付けることその他の障害者でない者と異なる取扱い（障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を除く。）</u>をすることをいう。</p> <p>四 合理的配慮 障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するため又は障害者でない者と同等の機会及び待遇を確保するための<u>必要かつ適当な現状の変更又は調整であり、その実施に伴う負担が過重でないもの</u>をいう。</p> <p>五 地域コミュニティ 略</p> <p>(県民及び事業者等の役割)</p> <p>第六条 県民及び事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。次条において「障害者差別解消法」という。）<u>第二条第七号の事業者のうち県内に所在するもの</u>をいう。以下同じ。）は、、、《以後略》</p> <p>(障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民及び事業者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、<u>合理的配慮をするよう努めるものとする。</u></p>

都道府県条例比較表

所管	福井県	山梨県	岐阜県
名称	障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例 (平成30年4月1日施行) (令和2年4月1日)	山梨県障害者幸住条例 (平成28年4月1日施行)	岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例 (平成28年4月1日施行) (平成30年4月1日改正)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障害（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がいおよび社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活（以下「日常生活等」という。）に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障がい者にとって日常生活等を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>三 合理的な配慮 障がい者の求め（障がい者がその意思を表明することが困難な場合には、当該障がい者の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障がい者が障がい者でない者と同等の機会および待遇が確保され、または同等の権利を行使できるよう、<u>当該障がい者の性別、年齢および障がいの状態その他個々の具体的場面および状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更または調整（社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的または経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。）</u>をいう。</p> <p>(不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第十九条 何人も、障がい者の生命または身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、障がいを理由として次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 <u>障がい者が福祉サービスを行う施設へ入所することその他の福祉サービスを利用することを拒否し、制限し、もしくはこれに条件を付し、または障がい者の意思に反して福祉サービスを行う施設への入所その他の福祉サービスの利用を強制すること。</u></p> <p>二 障がい者が<u>医療を受けること</u>を拒否し、制限し、もしくはこれに条件を付し、または障がい者の意思に反して医療を受けることを強制すること。</p> <p>三 障がい者が<u>商品を購入することまたはサービスを利用すること</u>を拒否し、制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>四 <u>労働者の募集または採用</u>に関し、障がい者の応募または採用を拒否し、制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>五 <u>その雇用する障がい者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇</u>について障がい者でない者と差別的取扱いをし、または障がい者を解雇すること。</p> <p>六 障がい者が年齢および能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた<u>教育を受けること</u>を拒否し、制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>七 障がい者もしくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）への必要な説明を行うことなく、またはこれらの者の意見を十分に尊重せず、<u>就学すべき学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。</u></p> <p>八 障がい者が多数の者の利用に供される<u>建物その他の施設または公共交通機関を利用すること</u>を拒否し、制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>九 障がい者との間で<u>不動産の売買または賃貸借、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸に係る契約を締結すること</u>を拒否し、制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>十 障がい者からの<u>意思表示の受領および障がい者への情報の提供</u>を拒否し、制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、障がい者でない者と差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害すること。</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁を除去するため、<u>合理的な配慮をするように努めなければならない。</u></p>	<p>次頁</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。</p> <p>3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p>

<p>該当条文</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「<u>社会的障壁</u>」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で<u>障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>3 この条例において「共生社会」とは、障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる社会をいう。</p> <p>(不当な差別的取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止)</p> <p>第三十条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第七条第一項又は第八条第一項の不当な差別的取扱いに該当する次に掲げる取扱いをはじめ、障害を理由として障害者でない者と<u>不当な差別的扱い</u>をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>一 障害者に社会福祉法（昭和三十二年法律第四十五号）第二条第一項に規定する<u>社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合</u>において、当該障害者に対し、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者が住み慣れた地域で生活するために必要な当該福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>二 障害者に<u>障害福祉サービスを提供する場合</u>において、当該障害者に対し、相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。</p> <p>三 障害者に<u>医療を提供する場合</u>において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>イ 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。</p> <p>四 障害者に<u>教育を行う場合</u>において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>イ 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。</p> <p>ロ 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。次条第一項において同じ。）の意見を十分に尊重せず、当該障害者が義務教育を受けるために就学すべき学校を決定すること。</p> <p>五 障害者に<u>商品を販売し、又はサービスを提供する場合</u>において、当該障害者に対し、その障害の特性により他の者に対して提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>六 <u>労働者の募集又は採用を行う場合</u>において、障害者に対し、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>七 障害者を<u>雇用する場合</u>において、当該障害者に対し、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。</p> <p>八 <u>不特定かつ多数の者の利用に供する施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合</u>において、当該障害者に対し、当該施設又は当該公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該施設若しくは当該公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>九 <u>不動産の売却、賃貸、賃借権の譲渡又は賃借物の転貸（以下この号において「不動産の売却等」という。）を行う場合</u>において、障害者又は障害者と生計を一にする者に対し、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>十 障害者に<u>情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合</u>において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>イ 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対し、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対し、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)</p> <p>第三十一条 略</p> <p>2 <u>事業者</u>は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</u></p>
-------------	--

都道府県条例比較表

所管	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
名称	静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成29年4月1日施行)	愛知県障害者差別解消推進条例 (平成27年12月22日施行) (平成31年3月22日改正)	障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例 (平成30年10月1日施行)	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 (平成31年4月1日施行)	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、<u>難病</u>に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) <u>社会的障壁</u> 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>(3) 障害を理由とする<u>差別</u> 不当な差別的取扱いをすること又は合理的な配慮をしないことをいう。</p> <p>(4) <u>不当な差別的取扱い</u> 障害者に対して、正当な理由がなく、<u>障害を理由として、財、サービス、機会の提供等を拒否し、又は当該提供等に当たって場所、時間等を制限し、若しくは条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害すること</u>をいう。</p> <p>(5) <u>合理的な配慮</u> 障害者の求め(当該障害者が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあっては、当該障害者の意思の表明を代わりに行う者の求め)に応じて、<u>障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために、又は障害者でない者と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うこと</u>をいう。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。</p> <p>(県民等の役割)</p> <p>第5条 県民、<u>事業者</u>(<u>法第2条第7号に規定する事業者</u>をいう。以下同じ。)、、、、《以後略》</p> <p>2 略</p> <p>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>事業者</u>は、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の障害者の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業を行うに当たり、<u>合理的な配慮をするよう努めなければならない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び<u>事業者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。))</u> <u>第二条第七号に規定する事業者</u>をいう。以下同じ。)、、、、《以後略》</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。以下同じ。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第九条 略</p> <p>2 <u>事業者</u>は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)、<u>難病</u>に起因する障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 <u>社会的障壁</u> 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>三 <u>合理的な配慮</u> <u>全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるもの</u>をいう。</p> <p>四 行政機関等 地方公共団体(県、県の区域内の市町及び県の区域内の特別地方公共団体をいい、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。</p> <p>五 地方独立行政法人 地方公共団体が設立した地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。</p> <p>六 <u>事業者</u> <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第二条第七号に規定する事業者</u>をいう。</p> <p>(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 <u>事業者</u>は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、<u>当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。</u></p>	次頁	次々頁
					<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>(平成27年4月1日施行) (平成30年4月1日改正)</p> </div>

<p>該当条文</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。</p> <p>ア 教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>（ア） その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。</p> <p>（イ） 障害者およびその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）および特別支援学校（小学部および中学部に限る。）をいう。）を決定すること。</p> <p>イ 労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>（ア） 障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>（イ） 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p> <p>ウ 商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所せよと、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居せよとすること。</p> <p>カ 医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>（ア） 医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>（イ） 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p> <p>キ 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>ク 不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>ケ 県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>コ 情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>サ 意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>シ アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。</p> <p>(4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があつた場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(5) 障害の社会モデル 障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。</p>
-------------	---

該当条文	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「<u>社会的障壁</u>」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>(不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止)</p> <p>第6条 府及び事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項又は第8条第1項の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした<u>不利益な取扱い</u>をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1) 障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する<u>社会福祉事業に係る福祉サービス</u>（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、当該障害者に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する<u>障害福祉サービスを提供する場合</u>において、当該障害者に対して、同条第18項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。</p> <p>(3) 障害者に<u>医療を提供する場合</u>において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>ア 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。</p> <p>(4) 障害者に<u>商品を販売し、又はサービスを提供する場合</u>において、当該障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 障害者に<u>教育を行う場合</u>において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>ア 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。</p> <p>イ 当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、当該障害者が就学すべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。</p> <p>(6) 多数の者が利用する<u>建物その他の施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合</u>において、当該障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(7) <u>不動産の取引を行う場合</u>において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) 障害者に<u>情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合</u>において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>ア 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対して、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(社会的障壁の除去のための<u>合理的な配慮</u>)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>事業者</u>は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、<u>障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、前項に規定する配慮をするように努めなければならない。</u></p>
------	---

都道府県条例比較表

所管	大阪府	奈良県	鳥取県	徳島県	香川県
名称	大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成28年4月1日施行) (令和3年4月1日改正)	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例 (平成27年10月1日施行) (平成28年4月1日改正)	鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例 (平成29年9月1日施行)	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例 (平成28年4月1日施行)	香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例 (平成30年4月1日施行)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 相談事案 法第八条第一項及びこの条例第七条に規定する事項に係る障害者及びその家族その他の支援者(以下「障害者等」という。)並びに事業者からの相談の事案をいう。</p> <p>二 相談機関 相談事案に対応する市町村の機関(市町村から当該相談事案の対応を委託されている機関を含む。)をいう。</p> <p>(事業者による必要かつ合理的な配慮)</p> <p>第七条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者からの現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(当該障害者がある場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u>)</p>	<p>次頁</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。</p> <p>(2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。</p> <p>(3) 障がい者情報アクセシビリティ障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用できることをいう。</p> <p>(4) コミュニケーション手段 点字、手話言語、音声、文字、触手話、指点字、障がい者の意思疎通の仲介、情報通信機器を使用した文字の表示その他の障者が他人との意思疎通を円滑に図ることができるようにするための手段をいう。</p> <p>(記章等を着用する障がい者への対応)</p> <p>第12条 県民及び事業者は、配慮又は支援を必要としている意思を表す記章等を着用する障がい者に対し、当該障がい者の求めに応じて<u>必要な配慮又は支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>2 県は、前項の取組を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」という。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>三 情報の取得及び意思疎通 障がいのある人が、必要とする情報を自由に取得し、及び利用し、並びに自らの意思を表明し、他人の意思を受領し、及び他人との意思疎通を行うことをいう。</p> <p>(市町村等との連携)</p> <p>第五条 県は、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、市町村、県民又は事業者(商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。))をいう。以下同じ。)と協力し、及び連携して取り組むものとする。</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)</p> <p>第九条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、<u>当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>(県民等の役割)</p> <p>第6条 県民等は、基本理念にのっとり、障害等に対する理解を深めるとともに、第4条第1項及び前条の施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 県民等は、障害のある人及びその家族等が<u>障害による生活上の困難を軽減するための支援を求めやすい社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 障害のある人は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去のために必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、適切な支援が得られ、障害等に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。</p> <p>※県民等＝県民及び事業者(4条)</p>

<p>該当条文</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第八条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、障害のある人に対して、その生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、同条第十六項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、その意に反して同条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第十一項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。</p> <p>三 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>四 医療を提供する場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>ア 障害のある人の生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。</p> <p>五 教育を行う場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>ア 障害のある人の年齢及び能力かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を講じないこと。</p> <p>イ 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明、情報提供を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、障害のある人が就学すべき学校（同法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。</p> <p>六 雇用等において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>ア 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対して、従事させようとする業務を障害のある人が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害のある人を雇用する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。</p> <p>七 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害のある人の利用に供する場合において、障害のある人に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>八 障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>ア 障害のある人から情報の提供を求められた場合において、障害のある人に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害のある人が意思を表示する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が選択した意思表示の方法によっては障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的配慮)</p> <p>第九条 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>
-------------	--

都道府県条例比較表

所管	愛媛県	福岡県	佐賀県
名称	愛媛県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成28年4月1日施行)	福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成29年10月1日施行)	障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例 (平成30年9月26日施行)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害をいう。</p> <p>(2) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(4) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮をしないことにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。</p> <p>(障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第7条 全ての県民は、障がい者に対して、障がいを理由とする差別をしてはならない。</p> <p>2 社会的障壁の除去は、これを怠ることによって障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じ、その実施について必要かつ合理的配慮がされなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。</p> <p>二 保護者 子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは未成年後見人)、成年後見人その他裁判所の審判により法定代理権を有する者及び現に障がいのある人を養護する者をいう。</p> <p>三 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のものをいう。</p> <p>四 不当な差別的取扱い 障がい又は障がいに関連する事由を理由としてされる、財・サービス又は各種機会の提供の拒否又は提供の場所若しくは時間帯の制限、障がいのない人に対して付さない条件の付加等の区別、排除、制限その他の異なる取扱い(障がいのない人と同等の機会及び待遇の確保を推進すること等正当と認められる目的の下にされる取扱いを除く。)であって、当該取扱いを受けた人の権利利益を侵害することとなるものをいう。</p> <p>五 合理的配慮の提供 障がいのある人(障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整(社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。)をいう。</p> <p>六 行政機関等 国の行政機関(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。)第二条第四号に規定する国の行政機関をいう。)、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。)、独立行政法人等(法第二条第五号に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。次号において同じ。)をいう。</p> <p>七 事業者 目的の営利若しくは非営利又は個人若しくは法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、県内で商業その他の事業を行う者(国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。)をいう。</p> <p>(不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供)</p> <p>第八条 何人も、障がいのある人に対し、あらゆる分野において、不当な差別的取扱いを行ってはならない。</p> <p>2 何人も、合理的配慮の提供を誠実に行うことにより、社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病による障害などの心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある人で、障害または社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。</p> <p>(2) 地域コミュニティ 自治会、婦人会、消防団、老人クラブ、子どもクラブ、まちづくり団体などの地域住民同士のつながりを担う集団、組織などをいう。</p> <p>(3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(4) 障害を理由とする差別 障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすることなどをいう。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) 第8条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行うよう努めるものとする。 (障害のある人からの意思の表明とその対応)</p> <p>第7条 障害のある人やその家族、支援者などは、次のようなときには配慮や支援が必要なことを周りの人や地域コミュニティに遠慮なく伝えることができる。</p> <p>(1) 災害時に必要な配慮や支援について、あらかじめ伝えておくべきことがあるとき。</p> <p>(2) 言葉だけでは情報を得られないこと、自分の意思を伝えにくいことなどのため、情報の入手やコミュニケーションについての配慮や支援が必要なとき。</p> <p>(3) 段差や障害物などにより、一人で移動することが困難な場合など、移動にあたって配慮や支援が必要なとき。</p> <p>(4) 働くにあたって、障害に応じた配慮や支援が必要なとき。</p> <p>2 前項の配慮や支援が必要であることを伝えられたものは、それぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。</p>

都道府県条例比較表

所管	長崎県
名称	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例 (平成26年4月1日施行) (平成28年4月1日改正)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。</p> <p>4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。</p> <p>5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。</p> <p>(福祉サービスの提供における差別の禁止)</p> <p>第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制してはならない。</p> <p>2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>(医療の提供における差別の禁止)</p> <p>第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制してはならない。</p> <p>2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>(商品及びサービスの提供における差別の禁止)</p> <p>第12条 商品及びサービス（第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>(労働及び雇用における差別の禁止)</p> <p>第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>2 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 賃金 (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 (3) 昇進、配置転換、退職及び復職 (4) 訓練及び研修 (5) 福利厚生 (6) その他の労働条件 <p>3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。</p> <p>(教育における差別の禁止)</p> <p>第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して必要な情報提供を行わないこと。 (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。 <p>2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>

(建築物の利用における差別の禁止)

第15条 **多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者**は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(交通機関の利用における差別の禁止)

第16条 **公共交通事業者等**(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(不動産取引における差別の禁止)

第17条 **不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引(以下「不動産取引」という。)を行おうとする者**は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(情報の提供等における差別の禁止)

第18条 多数の者に対して**情報の提供又は発信を行う者**は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(意思表示の受領における差別の禁止)

第19条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

都道府県条例比較表

所管	熊本県
名称	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例 (平成24年4月1日施行) (平成29年4月1日改正)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病による障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第8条 何人も、次に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をしてはならない。</p> <p>(1) 障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。</p> <p>(3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為</p> <p>ア 障害者の生命又は身体保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。</p> <p>(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもおこなう業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもおこなう業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。</p> <p>(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。第16条第2項において同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を指定すること。</p> <p>(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p>

都道府県条例比較表

所管	大分県
名称	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例 (平成28年4月1日施行)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>三 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為(社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。)をいう。</p> <p>四 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人(障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。)と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)があつた場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。</p> <p>(障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第八条 何人も、障がいを理由とする差別をしてはならない。</p> <p>2 合理的配慮は、社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう適切に行われなければならない。</p> <p>(福祉サービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第九条 福祉サービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(医療の提供における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十条 医師その他の医療従事者は、障がいのある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 医師その他の医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。</p> <p>(商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十一条 商品の販売又はサービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(労働及び雇用における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十二条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいのある人に対して、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 事業主は、障がいのある人を雇用する場合において、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の労働条件について、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>3 事業主は、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人を解雇してはならない。</p> <p>(公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十三条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障がいのある人に対して、建物その他の施設の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第四号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、障がいのある人が車両等(同条第七号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。)を利用しようとする場合において、当該車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障がいのある人の生命又は身体を保護するためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、当該車両等の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(不動産取引における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十四条 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引を行おうとする者は、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、不動産取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(情報の提供及び受領における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十五条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者は、障がいのある人に情報を提供する場合において、障がいのある人が選択した情報の提供の方法によることに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障がいのある人から情報を受領する場合において、障がいのある人が選択した意思表示の方法によっては障がいのある人の意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(教育における配慮)</p> <p>第十六条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない。</p>

都道府県条例比較表

所管	宮崎県
名称	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例 (平成28年4月1日施行) (令和3年4月1日改正)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような<u>社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。</p> <p>(3) 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、正当な理由なく<u>障がい又は障がいに関連する事由を理由として不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について、それに伴う負担が過重でない場合に、必要かつ合理的な配慮をしないこと</u>をいう。</p> <p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第7条 何人も、障がいのある人に対して、次の各号に掲げるものその他の障がいを理由とする不利益な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1) 福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>(2) 医療を提供する場合において、障がいのある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>(3) 商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、他の者に対するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあるときその他の合理的な理由があるときを除き、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。</p> <p>(4) 労働者の募集及び採用を行う場合において、合理的な配慮に係る措置を講じてもなお従事させようとする業務を適切に遂行することができないときその他の合理的な理由があるときを除き、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。</p> <p>(5) 障がいのある人を雇用する場合において、合理的な配慮に係る措置を講じてもなお従事させようとする業務を適切に遂行することができないときその他の合理的な理由があるときを除き、賃金その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練及び福利厚生について、不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 教育を行う場合において、次に掲げる不利益な取扱いをすること。 ア 障がいのある人の年齢、能力及び特性に応じた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を行わないこと。 イ 障がいのある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取、必要な説明及び情報提供を行わず、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、障がいのある人が就学すべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を決定すること。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設を障がいのある人の利用に供する場合において、建物その他の施設の構造上又は障がいのある人の生命若しくは身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。</p> <p>(8) 公共交通機関を障がいのある人の利用に供する場合において、旅客施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第6号に規定する旅客施設をいう。)若しくは車両等(同条第8号に規定する車両等をいう。)の構造上又は障がいのある人の生命若しくは身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。</p> <p>(9) 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産の取引(以下「不動産の取引」という。))を行う場合において、不動産の取引に係る建物の構造上やむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、不動産の取引を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。</p> <p>(10) 不特定かつ多数の者に対して情報を提供する場合において、当該情報を提供することに著しい支障があると認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>(11) 不特定かつ多数の者から情報を受領する場合において、当該情報を受領することに著しい支障があると認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、情報の受領を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、<u>本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。</u></p>

都道府県条例比較表

所管	鹿児島県
名称	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例 (平成26年10月1日施行) (平成29年4月1日改正)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 障害を理由とする差別 障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去を必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされないことをいう。</p> <p>(障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第8条 次条から第16条までに定めるもののほか、何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。</p> <p>(福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第9条 福祉サービスに従事する者は、障害のある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 福祉サービスに従事する者は、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境及び障害のある人の福祉サービスの利用に関する意向等を勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。</p> <p>(医療の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第10条 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。</p> <p>(商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第11条 不特定かつ多数の者に対して商品の販売又は役務の提供を行う者は、障害のある人に対して商品の販売又は役務の提供を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくは役務の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として、応募又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 事業主は、障害のある人を雇用する場合において、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(1) 賃金 (2) 労働時間、休憩、休日及び休暇 (3) 昇進、降格、配置転換、休職及び復職 (4) 教育訓練及び研修 (5) 福利厚生 (6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。</p> <p>3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。</p> <p>(教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第13条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人が教育を受ける場合において、障害のある人の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、障害のある人若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に対し必要な説明を行わず、又はこれらの者から意見を聴取せずに、就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定してはならない。</p> <p>(公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第14条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備（以下「公共的施設」という。）の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、その管理する旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。）を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(不動産取引における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第15条 不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(情報の提供及び受領における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障害のある人に対して情報の提供を行い、又は障害のある人から情報を受領する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>

都道府県条例比較表

所管	沖縄県
名称	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例 (平成26年4月1日施行)
該当条文	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。)その他の心身の機能障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 (障害を理由とする差別の禁止等)</p> <p>第7条 何人も、第3項及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>3 略 (福祉サービスの提供における差別の禁止)</p> <p>第8条 福祉サービス(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下同じ。)を提供する者は、障害のある人に福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>(2) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強制する行為 (医療の提供における差別の禁止)</p> <p>第9条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>(2) 法令に特別の定めがある場合を除き、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離する行為 (サービスの提供等における差別の禁止)</p> <p>第10条 サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品を販売する場合(第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。)において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。 (雇用等における差別の禁止)</p> <p>第11条 事業主は、障害のある人を労働者として雇用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>(2) 賃金、労働時間その他の労働条件について、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、不利益な取扱いをする行為</p> <p>(3) 本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、解雇し、又は退職を強制する行為 (教育における機会の付与)</p> <p>第12条 校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人に教育を行う場合において、障害のある人に対して、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等に応じ、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えなければならない。 (建築物等の利用における差別の禁止)</p> <p>第13条 不特定かつ多数の者の利用に供される建築物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人が建築物その他の施設を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、当該施設の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、当該施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。 (公共交通機関の利用における差別の禁止)</p> <p>第14条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、障害のある人が旅客施設(同条第5号に規定する旅客施設をいう。以下この条において同じ。)又は車両等(同条第7号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。)を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、旅客施設及び車両等の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。 (意思の表明の受領における差別の禁止)</p> <p>第16条 障害のある人から意思の表明を受けようとする者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、当該障害のある人が選択した意思の表明の方法によっては表明しようとする意思を確認することに著しい支障のあることその他の正当な理由がなく、意思の表明を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。 (情報の提供における差別の禁止)</p> <p>第17条 障害のある人から情報の提供を求められた者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあることその他の正当な理由がなく、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為</p> <p>(2) 手話、点字その他障害の特性に応じた手法での情報の提供が可能である場合に、当該情報の提供を拒む行為</p>